

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

国民年金第3号被保険者の届出手続きの変更について（通知）

日頃から、当共済組合の運営に関しご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）」が平成25年6月26日に公布され、詳細については政令で定めることとされていましたが、「国民年金法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第177号）」が平成26年5月1日に、「国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第83号）」が同年7月22日にそれぞれ公布され、具体的な手続きについて下記のとおり変更となりました。

つきましては、届出手続きについて遺漏のないよう、対応をお願いします。

記

1. 改正内容

現在、組合員の配偶者で被扶養者と認定された者のうち、20歳以上60歳未満の者は国民年金第3号被保険者（以下「第3号被保険者」という。）となるため、この資格取得に係る届出は共済組合が代行して日本年金機構へ届出しているところです。

また、第3号被保険者が被扶養者資格を喪失した場合、第3号被保険者の資格も同時に喪失し、第3号被保険者の資格を喪失した後の手続きは各自で行う必要がありました。

今回の改正により、組合員の被扶養配偶者である第3号被保険者が、次の事由により被扶養配偶者ではなくなった場合に、共済組合を経由して『被扶養配偶者非該当届（別添1）』（以下『非該当届』という。）を日本年金機構に届け出ることとされました。

- ・ 収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合
- ・ 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合

2. 届出の流れ

被扶養者認定取消となった被扶養配偶者のうち、上記1の事由により取消となった方については共済組合から組合員あてに『非該当届』を送付しますので、必要事項を記入後、共済組合へ提出をしてください。

提出された『非該当届』は、共済組合から日本年金機構へ提出をします。

3. 留意事項

『非該当届』を提出された被扶養配偶者であった者は、従来どおり市町村窓口において、国民年金第1号被保険者となるための手続きを行う必要があります。

4. 施行日

平成26年12月1日

<資料>

- ・被扶養配偶者非該当届

届書コード	処理区分	届書

国民年金第3号被保険者

資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）

資格喪失・死亡届

氏名・生年月日・性別変更（訂正）

被扶養配偶者非該当

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

③ 裏面を必ずお読みのうえで記入してください。

④ 共済組合の被扶養者に関する届出をする方のうち、配偶者が届出事由に該当する場合にこの届書を提出してください。

ただし、20歳未満又は60歳以上の方は提出は不要です。また、配偶者が被用者年金制度（厚生年金、共済組合等）に加入し被扶養者でなくなった場合についても提出は不要です。

第3号被保険者等の配偶者欄		⑦配偶者の氏名		⑧配偶者の生年月日				⑨第3号該当 非該当	⑩変更内容 非該当（変更）の場合	
		(氏)フリガナ	(名)フリガナ	★ 明.1 大.3 昭.5 平.7	年	月		日	★ 該当 ・ 非該当 (変更)	★ 1. 死亡 2. 氏名変更（訂正） 3. 生年月日訂正 4. 性別訂正 5. その他
⑪配偶者基礎年金番号又は手帳記号番号		共済番号表示	⑫郵便番号		※住所コード			⑬配偶者住所		(備考)
		※ 1. 配偶者共済 番号表示								

第3号被保険者等欄	⑭基礎年金番号又は手帳記号番号		⑮生年月日（訂正後）		⑯手帳記号番号		送信	⑰資格取得・種別変更・種別確認の理由		⑱被扶養配偶者でなくなった理由			
			★ 明.1 大.3 昭.5 平.7					★ア. 配偶者が被用者年金制度に加入 イ. 配偶者の所属する年金制度等の変更 ウ. 婚姻 エ. 本人の離職（2号喪失） オ. 本人の所得減少 カ. その他（ ） a. 厚生年金保険→共済組合 b. 共済組合→厚生年金保険 c. 共済組合→共済組合		★06. 死亡（平成 年 月 日死亡） 03. その他（ ）			
	⑲被保険者氏名		⑳生年月日（訂正前）		㉑性別			㉒資格取得（種別変更・種別確認）年月日		㉓被扶養配偶者でなくなった日			
		(フリガナ)		★ 明.1 大.3 昭.5 平.7		年 月 日		★ 男1 女2		年 月 日			
		(氏) (名)											
㉔郵便番号		㉕被保険者住所（配偶者と別居の場合のみ記入）				㉖氏名変更（訂正）年月日		㉗外国人区分		㉘被保険者通称名		㉙種別（注）	㉚強制付番指定
		※住所コード (フリガナ)				年 月 日		★ 0. 日本人 1. 米国人（強制） 2. 1以外の外国人		(フリガナ)			※ 1. 強制付番 指定

訂正後取得年月日・種別		要年金手帳送付	受給権確認表示	納付書抑止表示	送信
※ 年 月 日 ※	1. 第1号 第3号 2. 任意	※ 1. 宛名シール 作成	※下記以外は省略 1. 65歳以上の扶養配偶者 が受給権を有しないと 確認された場合	※ 1. 納付書作成 しない	
(注)		30 第3号A（厚生年金保険・船員保険）	36 第3号G（地方公務員等共済組合）		
		31 第3号A（厚生年金保険・健康保険）	37 第3号J（日本私立学校振興・共済事業団）		
		32 第3号C（国家公務員共済組合）			

配偶者が基礎年金番号を持っていない場合のみ加入年金制度の組合（保険者）番号を記入してください。

㉛組合（保険者）番号

事業主等受付年月日

※ 年金事務所	
受付印	被扶養者認定
	被扶養者認定年月日

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

○届書記載の基礎年金番号又は年金制度の記号番号は、当該配偶者等のものに相違ないことを確認する。

平成 年 月 日提出

〒 -

事業所所在地

（事業主等）事業所名称

事業主氏名

電話（局）番

上記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。

○第3号該当の届出の場合、記載の被保険者は、健康保険又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。

認定年月日 平成 年 月 日

（資格取得（種別変更・種別確認）年月日と同じ場合は記載の必要はありません。）

平成 年 月 日提出

所在地 〒 -

（医療保険者）名称

代表者等氏名

電話（局）番

この届書記載のとおり届出します。

日本年金機構理事長あて

平成 年 月 日提出

住所 〒 -

（届出人）氏名

電話番号（局）番

【記入上の注意】

1. 文字は、楷書ではっきり記入してください。
2. ★印の箇所は、該当する項目の数字等を○で囲んでください。
3. ※印の箇所は、記入しないでください。
4. 生年月日や資格取得年月日など年月日を記入する場合は、和暦を記入してください。たとえば、平成22年1月1日の場合は、「

年	月	日
22	01	01

」のように記入してください。

【記入の方法】

1. ㊦、㊧及び㊨は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合又は第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなったときの届出を行う場合に記入してください。
配偶者が基礎年金番号を持っていない場合は、㊦の「組合（保険者）番号」欄に、加入年金制度の組合（保険者）番号を記入してください。
2. ㊩は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合は「該当」を、それ以外の場合は「非該当（変更）」を○で囲んでください。
3. ㊪は、死亡又は氏名等の変更（訂正）の届出を行う場合又は第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなったときの届出を行う場合に記入してください。
4. ㊫、㊬及び㊭は、必ず記入してください。
5. ㊮は、生年月日訂正の届出を行う場合にのみ記入する欄ですので、それ以外の場合は記入しないでください。
6. ㊯は、基礎年金番号の他に年金手帳番号を持っている場合に記入してください。
7. ㊰及び㊱は、その他の場合、（ ）内に理由を記入してください。㊱が死亡の場合は、死亡年月日を記入してください。
8. ㊲、㊳及び㊴は、氏名、生年月日及び性別を記入してください。
氏名変更（訂正）の届出を行う場合は、変更（訂正）前の氏名を記入のうえ二重線で抹消し、その上段に変更（訂正）後の氏名を記入してください。
性別の訂正を行う場合は、訂正後の性別を○で囲んでください。
9. ㊵は、配偶者である第2号被保険者による扶養が開始された年月日を記入してください。
10. ㊶は、被扶養配偶者でなくなった日を記入してください。
11. ㊷及び㊸は、配偶者と同居しているときは、㊷に「同居」と記入してください。別居しているときは、郵便番号及び住所を記入してください。
12. ㊹は、氏名変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
13. ㊺は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合又は氏名変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
14. ㊻は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合に記入してください。
15. ㊼は、第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合に、（注）を参照し、配偶者の加入する年金制度に該当する2けたの数字を記入してください。
16. この届書の右下の届出人記入欄に、この届書の提出年月日、届出者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。（第3号被保険者本人が自署した場合は押印の必要はありません。）

【この届書に添付して提出するもの】

1. 第3号被保険者の年金手帳など。（死亡の届出の場合は不要です。）
2. 第3号被保険者に該当したときの届出を行う場合は、以下の書類。
 - (1) 配偶者の年金手帳など。
 - (2) 配偶者である第2号被保険者の被扶養配偶者であることが明らかとなる書類。

※医療保険の被扶養者の届出に同様の書類を添付する場合は、この届書にはこれらの書類を添付する必要はありません。